

河合町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月31日

河合町教育委員会 教育長 竹林 信也

河合町教育委員会規則第1号

河合町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

河合町教育委員会事務局組織規則（平成22年3月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条教育部の項に次のように加える

スポーツ振興課

第4条の次に次の1条を加える。

（スポーツ振興課の事務分掌）

第4条の2 スポーツ振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1） スポーツ振興に関すること。
- （2） 体育指導委員に関すること。
- （3） 町民体育大会に関すること。
- （4） 体育協会に関すること。
- （5） 学校体育施設開放に関すること。
- （6） レクリエーションに関すること。
- （7） スポーツ施設の管理運営に関すること。

第5条中「部長」の前に「総括部長、」を加え、「及び課長」を「、課長及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。